

「中央大学経済援助給付奨学金(災害による被災者対象)」申請要項

中央大学では、災害等による被災地域出身の在学学生に対し学修の機会を保障することを目的として「中央大学経済援助給付奨学金(災害による被災者対象)」の募集を行います。

給付を希望する学生は、本申請要項を確認のうえ、期限内に所定の手続を完了するようにしてください。

1.申請資格

次の(1)~(3)の要件を全て満たす方が対象です。

- (1)2020年7月3日に発生した「令和2年7月3日からの大雨」に係る災害救助法が適用された市区町村に家計支持者(=学費負担者)が居住していたこと(災害発生時点)。
- (2)家計支持者(=学費負担者)が居住する住家(借家含む)について、市区町村役場発行の罹災証明書の罹災状況が「全壊」・「大規模半壊」であること。
- (3)2020年度に本学に在学していること(ただし、2020年度に休学中または休学を予定している学生は除く)。

【注意事項】

- ・日本国籍を有していない方は、査証における在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」または「定住者」(日本に永住する意思のある場合に限る。申請書類の「別紙1」にその旨を記入してください)である場合に限って出願できます。

2.給付金額・給付方法

(1)給付金額

2020年度に納入すべき学費の1/2相当額

算定基礎となる学費の対象費目は、次のとおりです。

学部：授業料・施設設備費・実験実習料

大学院(専門職大学院を除く)：在学料・施設設備費・実験実習料・特別研究指導料

専門職大学院：在学料・施設設備費

※学部生の諸会費(学友会費・父母連絡会費・学生会費)は免除します。

既に納入されている場合には返還いたします。

※秋卒業の申請等、学費減免の適用がある場合には、減免後の金額を給付額の算定基礎とします。

※専門職大学院生で給付奨学金を受けている場合には、給付後の金額を算定基礎とします。

(2)給付方法

給付金額を学費に充当します。給付方法は学費等の納入状況によって異なります。

前期(春学期)分	後期(秋学期)分	給付方法
未納入	未納入	前期(春学期)分学費に充当します。 諸会費は免除とします。
納入済み	未納入	後期(秋学期)分学費に充当します。 納入済みの諸会費相当額を返還します。
納入済み	納入済み	全額を給付し、納入済みの諸会費相当額を返還します。

※給付・返還の場合、ご指定の口座へ振込となります。

※大学院生・専門職大学院生の方は、申請前にお問い合わせください。

3.申請方法

※本奨学金申請の際には、「1.申請資格」に記載の(1)~(3)の要件を全て満たすことをよく確認してください。

(1)提出期限

2020年8月31日(月)

(2)提出先

「7.お問い合わせ先(受付窓口)」まで、必ず記録が残る郵送方法(書留、簡易書留、特定記録、レターパック、レターパックライト等)でお送りください。

(3)提出書類

提出書類		備考
①	中央大学経済援助給付奨学金(災害による被災者対象)申請書(別紙1)	
②	住民票(謄本) (マイナンバー〔個人番号〕・本籍省略)	家計支持者の属する世帯全員分の情報(続柄を含む)が記載されている原本が必要です。市区町村役場に発行を依頼する際は、必ず「世帯全員分の続柄が記載された全部事項証明書」を請求してください。
③	罹災証明書	原本が必要です。(原本確認後、返却します) 被災地の県市区町村役場・消防署が発行します。

※公的機関発行の証明書(住民票、罹災証明書)については、原則として発行から3カ月以内に取得したものを添付してください。

※申請内容により、電話で確認させていただいたり、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※原則、提出された書類は返却しませんのでご注意ください。

4.採否結果

提出書類を審査し、採否を決定します。結果は、本人(学生)と父母または家計支持者(学費負担者)へ通知します。

5.採用決定後の手続き

(1)採用通知には、採用後必要な手続書類を同封しますのでご確認ください。採用後、期限までに同封の誓約書が提出された段階で給付金額が学費に充当されます。

(2)給付金を振り込む対象となる方には、誓約書の他に口座振込用紙(返還請求書)を同封しますので、誓約書と同時に提出してください。

(3)給付金充当後、後期分の振込が必要な場合がありますのでご注意ください。振込用紙は、採用通知に同封します。

6.その他

(1)申請内容や提出書類が事実と異なる場合または退学や休学(半期休学含む)もしくは学則違反等により、奨学金の受給資格を失った場合は、本給付奨学金の採用を取り消し、給付奨学金等を可及的速やかに一括で返還していただきます。

(2)本年度に予約奨学金を受給している方は、「7.お問い合わせ先(受付窓口)」までお問い合わせください。

(3)提出された書類および申請書に記入された情報等は奨学金業務または被災支援以外の目的に使用することはありません。

7.お問い合わせ先（受付窓口）

下記お問い合わせフォームよりご連絡ください。

※順次確認しますので、回答まで数日お時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

◇法・経済・商・文・総合政策・国際経営学部生
学生部事務室奨学課
〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1
<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48>



◇理工・国際情報学部生、理工学研究科生
学生部事務室都心学生生活課
〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27
<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44>



◇文系研究科生
大学院事務室
〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1
<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=28>



◇法科大学院生
法科大学院事務課
〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町42-8
<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=26>



◇戦略経営研究科生
1) 専門職学位課程
戦略経営研究科事務課
〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27
<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=27>



2) 博士後期課程
学生部事務室奨学課
〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1
<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48>



以上